

第3 知的障害者更生相談業務

1 目的

知的障害者福祉法第12条の規定に基づき、次の業務を行う。

- (1) 知的障害者に関する問題について、家族その他からの相談に応ずること。
- (2) 18歳以上の知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行い、これに付随して必要な指導を行うこと。
- (3) 必要に応じて、巡回により前項の業務を行うこと。

2 沿革

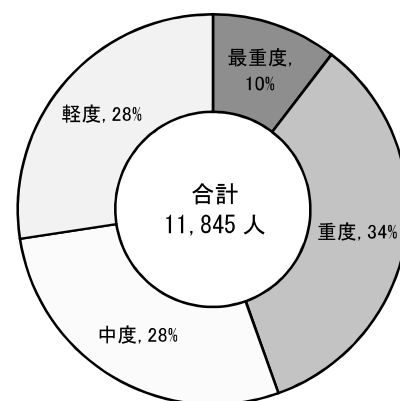
| 年 月 日 | 内 容 |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 昭和 35 年 4 月 1 日 | 精神薄弱者福祉法施行 |
| 昭和 35 年 8 月 1 日 | 広島県精神薄弱者更生相談所を広島市出汐町に設置（広島県立肢体障害者更生指導所に併設） |
| 昭和 39 年 4 月 1 日 | 県立肢体障害者更生指導所と共に現在地に移転 |
| 昭和 40 年 10 月 4 日 | 所管替えにより広島県中央児童相談所に併設 |
| 平成 11 年 4 月 1 日 | 「精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律」の施行により名称を広島県立知的障害者更生相談所に改称 |
| 平成 17 年 7 月 11 日 | 「広島こども家庭センター」として開設（児童相談所、知的障害者更生相談所、婦人相談所を統合） 「福山こども家庭センター」、「備北こども家庭センター」として開設（児童相談所、知的障害者更生相談所を統合） |
| 平成 21 年 4 月 1 日 | 「広島」「福山」「備北」を「西部」「東部」「北部」に改称 |

3 知的障害者の現況

知的障害者は、その実態を把握することが困難であるが、県内（広島市を除く）における知的障害者（18歳以上）の人数は、令和5年3月31日現在の療育手帳交付台帳登録数によると11,845人となっている。

障害の程度別では最重度1,233人、重度4,043人、中度3,322人、軽度3,247人となっている。

●障害程度別の割合



4 業務の内容

(1) 相談・指導

知的障害者に関する問題について、家庭その他からの相談に応じるとともに、必要な指導・助言を行う。

(2) 判定・指導

18歳以上の知的障害者を対象として、医学的判定や心理学的判定等を行うとともに、必要な指導・助言を行う。また、市町からの依頼及び家庭その他からの相談に基づき、当該知的障害者に対して、適当と認められる福祉上の処遇について判定書を作成・交付する。

(3) 巡回相談

諸事情又は遠隔地にあつて、来所することが困難な在宅の知的障害者や知的障害者支援施設等に入所している人に対して、地域へ出かけ、相談・判定並びに指導業務を行っている。

(4) 療育手帳の判定・交付

本人からの申請により、判定を行い療育手帳の交付を行っている。この手帳は、知的障害者に対し、相談・指導を行い、各種の援助を受けやすくするためのものである。

(5) 関係機関との連携

地域の関係機関との協力関係を緊密にするため、次のような連絡会議に参加している。

- 障害者自立支援協議会
- 障害者介護給付等不服審査会

5 相談状況の推移

(1) 相談受付件数（取扱実人員）の推移

平成 24 年度から令和 4 年度までの 10 年間の取扱実人員の推移（第 26 表）である。近年は軽度を中心に新規取得希望者が増えている。

第 20 表 年次別相談受付件数（取扱実人員）

（単位：件）

| 年度 区分 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 令和元 | 2 | 3 | 4 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|-----|
| 来 所 | 1,529 | 1,442 | 1,438 | 1,258 | 1,246 | 1,337 | 1,268 | 1,125 | 864 | 855 |
| 巡 回 | 88 | 101 | 176 | 140 | 120 | 104 | 131 | 63 | 52 | 6 |
| 計 | 1,617 | 1,543 | 1,614 | 1,398 | 1,366 | 1,441 | 1,399 | 1,188 | 916 | 861 |

(2) 内容別相談取扱件数の推移

第 28 表は過去 5 年間の内容別相談取扱件数の推移である。令和 4 年度は相談の 58.5% (605 件) が療育手帳に関するものである。

第 21 表 内容別相談取扱件数の推移

(単位：件)

| 年度 | 相 談 内 訳 | | | | | | | | | 判 定 内 容 | | | | |
|-----|---------|------------------|--------|------------------|--------|--------|------------------|-------------|-------|-----------------------|------------------|------------------|----------------------------|-------|
| | 施 設 | 職 親 委 託 | 職 業 | 医 療 保 健 | 生 活 | 教 育 | 療 育 手 帳 | そ の 他 | 計 | 医 学 的 判 定 | 心 理 判 定 | 職 能 判 定 | そ の 他 の 判 定 | 計 |
| 4 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 605 | 428 | 1,034 | 3 | 444 | 0 | 418 | 865 |
| 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 602 | 407 | 1,009 | 3 | 567 | 1 | 352 | 923 |
| 2 | 1 | 0 | 1 | 1 | 1 | 0 | 921 | 327 | 1,252 | 12 | 862 | 0 | 341 | 1,215 |
| 令和元 | 1 | 0 | 2 | 0 | 1 | 2 | 1,109 | 336 | 1,451 | 16 | 1,092 | 0 | 310 | 1,418 |
| 30 | 2 | 0 | 3 | 7 | 10 | 0 | 1,209 | 284 | 1,515 | 10 | 1,090 | 0 | 331 | 1,431 |

(3) 療育手帳交付件数の推移

第 29 表は過去 10 年間の療育手帳交付件数の推移である。平成 17 年度から交付件数が増加し、1,000 件前後で推移してきた。平成 25 年度には更新件数の増加により交付件数がこれまでの最多となったが、以後減少傾向となり、令和 4 年度の交付件数は 492 件であった。これは、平成 22 年度から有効期限に無期限を設けたことにより更新件数が減少したと考えられる。

第 22 表 療育手帳交付件数の推移

(単位：件)

| | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 令和元 | 2 | 3 | 4 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|-----|-----|
| 交付件数 | 1,209 | 1,158 | 1,010 | 1,041 | 1,028 | 1,082 | 1,050 | 790 | 475 | 492 |
| 内訳 | 新規 | 187 | 176 | 162 | 149 | 128 | 117 | 177 | 141 | 122 |
| | 更新 | 1,022 | 982 | 848 | 892 | 900 | 933 | 905 | 649 | 370 |

